

「21世紀初頭の目標と展望」

プロローグ

敗戦の混乱と苦しみの中からは立ちあがったわが国の労働者と国民は、「主権在民」「恒久平和」「基本的人権」「地方自治」などを保障した日本国憲法のもとで、平和で豊かに生きるためにたたかいつづけてきた。戦後再出発したわが国の労働組合運動も、さまざまな曲折をたどりながら、労働者の賃金水準の引き上げや労働条件の改善、基本的人権の尊重、社会保障制度の確立、平和と民主主義の定着にむけて大きな役割を果たしてきた。

だが、戦後の日本は経済活動にすべての力をそそいできたといってもおかしくない。おかげで日本人は富裕な国民となったといわれる。しかし、ほんとうに生活と人生は豊かになったのだろうか。かつて田舎に行けば美しい川が流れ、海辺に行けば美しい海岸線がひろがっていた。いま、日本のあちこちでゼネコンと政治家が金儲けのためにつくったダムと護岸工事で川は死に、海は汚されている。山は切りくずされ、水資源を養う森林は伐採され、美しい田畑は荒れはてている。汚染で人びとの健康は蝕まれ、ストレスが人間関係を不安定にしている。

この国は、どこかで何かの歯車が狂ってしまった。近年の社会的規範の崩れを象徴するような青少年や中高年による凶悪犯罪の多発が社会不安をひきおこしている。何が彼らをここまで駆り立てるのか。学校を卒業してもままならない就職。350万人をかぞえる失業者。平均寿命を押し下げるほどの中高年の自殺。政治家や企業や高級官僚の汚職・腐敗。犯罪を取り締まるべき警察官の悪事。社会不安につけこむカルト集団。くるくると所属を変える「渡り鳥」代議士、平気で二枚舌をつかう政治家。国民は、日本の未来を明るく描くことができず、閉塞状態が広がっている。

職場もすっかり様変わりした。まじめに一生懸命働けば定年まで勤められる終身雇用制度や、わずかであっても毎年給料が上がる年功序列賃金制度はなくなりつつある。先輩が後輩に仕事を教える人間関係が大切にされず、日本が世界に誇ってきた技術力にも翳りがみえはじめている。職場では、競争だけがすべての物差しとなり、会社の一方的な能力査定によって賃金や身分があたりまえのように差別され、他人をだしぬいてでも競争に勝つことが美德とされる。弱肉強食の論理が大手をふるってまかり通っている。

戦争と被爆体験にもとづく国民の合意としてかためられ、二度とふたたび戦争をしないことを誓った憲法は、日本国民の世界にたいする誇りであった。その国で、なぜ戦争準備のための法律が必要なのか。日の丸・君が代が強制され、盗聴法や歴史教科書が歪曲され、「集団的自衛権」と称して、憲法を変えて、日本を「戦争をしない国から戦争に参加する国」にきりかえることを、誰が望んでいるのか。戦争のない平和な世界で自由に幸福に生きたいという国民の願いさえ叶えられないのか。

「世の中がこのままでいい」とは誰も思っていない。多くの仲間が「政治と社会を変えなければ」と考えている。だが、その思いを束ねる労働組合の力はけっして十分でなく、職場・地域で、「労働組合の姿が見えない」という声もきかれる。怒りの吐け口を見いだせず、「無関心」「無気力」になっていく仲間も少なくない。企業の横暴や悪徳政治と毅然とたたかう労働組合がいまこそ求められているのではないだろうか。労働者は国民の圧倒的多数派であり、その団結力と行動こそが世の中を変える大きな力なのだから。

21世紀に入り、苦しみの根源である自民党政治に国民の不満が噴出し、激変の時代をむかえている。職場では反共主義や特定政党支持の押しつけがくずればじめ、労働組合運動にも新たな共同の動きが芽生え始めている。労働戦線の再編から10年、全労連を選別排除してきた政府もその方針転換をせまられている。労働者と国民にとって21世紀を希望に満ちた新時代にするために、現状をどのように変革すべきなのか。

労働者の団結を最大限に保障する「資本からの独立」「政党からの独立」「共通の要求での行動の統一」という三つの原則を堅持し、わが国のナショナルセンターとして10年余の歴史を刻んできた全労連の真価が問われている。

提言 1 人間らしく働くルール確立

20世紀の科学技術の進歩、生産力の発展は、豊かな生活を享受する可能性をつくりだした。だが労働者がおかれている現実、低賃金と長時間・過密労働、過労死をも生み出す労働の非人間化である。「IT革命」の進行は、国々の境を打ち破り、情報・技術が世界の大きな変革の契機を作り出している。インターネットの急速な発展は、企業における急速な省力化を実現するとともに、国家、家庭、個人を問わず情報の広範な普及をもたらしている。このことが政府や巨大企業の情報独占を打ち破って歴史変革の力になりうるかどうか、発展する情報技術を労働者・国民の手によって効果的に活用することがいま、求められている。

財界は、21世紀の国際競争時代に生きのこるために弱肉強食の企業中心社会をさらに徹底するという。政府・財界の思わくに対抗し、この国の行方を健全な軌道にのせなければならない。日本の経済・社会の道理ある再生への道は、われわれが示す提言の方向にこそあると確信する。

大企業は、労働者の雇用・生活にたいする責任、下請・中小企業の営業にたいする責任、消費者にたいする責任をはたすべきである。全労連は、大企業の民主的規制と「はたらくルール確立」に向けた具体的内容として次のことを提言する。

(1) 完全雇用と労働時間の短縮、労働条件改善

雇用対策法はその目的に「国民経済の均衡ある発展と完全雇用の達成」をうたっているが、政府の雇用対策はその責任を果たすどころか企業の人員削減をいっそう促進させている。その結果、リストラ・人減らしで企業利益の改善がめざましいのに雇用状況はいっこうに改善せず、業績改善が雇用・所得を拡大するという企業論理も崩壊した。雇用が大きく減少しては肝心の消費は回復せず、日本経済の再建もありえない。雇用拡大の決め手は、労働時間の短縮による雇用創出と企業によるリストラ・首切りの規制にあり、日本経済再生の最優先課題である。

- ① 政府が策定する雇用対策・計画は、「完全雇用」の原則を前提とし、失業者の増大をもたらす企業のリストラを規制する解雇規制・労働者保護法を制定すること。
- ② 政府の国際公約である年間総労働時間1800時間をただちに実行するとともに、週35時間労働制の法制化をはかること。違法な不払い（サービス）残業を規制する法的措置を講ずること。
- ③ パート・臨時労働者への差別をなくし、正規労働者との「均等待遇」をはかること。パート・臨時労働者の一方的な雇止め（解雇）をやめさせ、雇用の安定をはかること。
- ④ 労働者のいのちと健康を守るための労働条件改善と安全衛生配慮義務の徹底。男女・中高年差別などの雇用・労働条件におけるあらゆる差別を禁止すること。
- ⑤ 公務員労働者の労働基本権回復をはじめ、憲法に保障された労働者の団結権、労働基本権および国民の基本的人権を、外国人労働者も含め完全に保障すること。

(2) 国際労働基準への到達

経済のグローバル化のもとで、国際労働基準の遵守は当然のルールとなっている。日本が世界に信頼される国として発展していくためにも、加盟国として責務を負っているILO（国際労働機関）条約や勧告、国連人権規約などを遵守することが必要である。しかし、日本政府が批准しているのはILOで採択されている183の条約のうち44にすぎない。日本が、勤労国民の権利や労働条件についてきわだった「後進国」であることを示すものであり、「ルールなき資本主義国」の実態を証明している。

ILOは21世紀に入って、新たな展開を見せている。それは第1に、98年6月の総会で採択された「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」であり、第2に「ディーセント・ワーク～はたらく価値のある仕事の実現をめざして」の提起である。改めて、人権擁護と労働者保護の大切さが再確認されたのである。

- ① ILO諸条約を批准するために、国内関連法をただちに改正すること。批准に至る過程においてもILO加盟国として条約を遵守するとともに、ILO勧告の実行をはかること。また国連人権規約を尊重すること。
- ② EUの「大量解雇規制指令」（事前協議義務）「既得権指令」（企業譲渡指令：労働関係承継義務）「労使協議指令」「賃金確保指令」などから学び、日本においてもその確立・適用をはかること。

(3) 企業活動の社会的ルールの確立

大企業の内部留保が増加する一方、経済のグローバル化、多国籍企業の展開、生産拠点の海外移転、中小下

請企業の選別淘汰の流れは、国内産業基盤の衰退と失業者の増大をもたらし、個人消費を縮小させている。リストラと不況の悪循環を断ち切らなければ、日本経済は再生どころかさなる泥沼にはまりこむ。大企業は、その社会的存在の重さゆえ公共に対し責務を果たさなければならない。

- ① 大企業に、企業財務、生産計画の情報公開を義務づけること。事業所閉鎖・移転などの「合理化」計画については、事前協議と自治体調査など「アセスメントと同意」をルール化し、地域経済の発展をめざすこと。
- ② 大企業に、国内雇用確保の責務を明確にさせ、海外進出を理由とした事業所閉鎖・人員整理などを制限すること。
- ③ 大企業にたいして実施されている「優遇税制」「特例措置」を廃止・適正化し、その財源を国家財政と国民に還元すること。

（４）中小企業の活性化

日本の中小企業は、従業員数で労働者全体の約８割、経済活動の規模でも５割以上を占めており、中小企業の活性化なしに日本経済の発展はない。ところが政府は、大企業・大銀行には惜しげもなく国民の血税を投入する一方で、中小企業の切りすて政策をすすめている。

- ① 大企業の一方的な単価切り下げや発注打ち切りを規制する下請け関連法の改正をはかること。
- ② 中小企業が 自立していくためにも、広く受注先をもち、独自の市場が開拓できる財政的・行政的援助を強化すること。大型店の進出ラッシュを規制し、地元商店街の活性化とその振興策を推進すること。
- ③ 地場産業や伝統産業にたいする国と自治体の公的援助の抜本的拡充をはかること。国や自治体が直接買い手となる中小企業・自営業者向けの官公需を拡大すること。

提言 2 健康で文化的な国民生活の最低保障の確立

国民生活の最低保障（ナショナル・ミニマム）とは、国の責任においてすべての国民に保障される健康で文化的な最低限の生活水準のことである（日本国憲法第２５条「生存権、国の社会的使命」）。

ところが国民の生存権と人権は、政府の悪政と大企業の横暴によっていちじるしく侵害され、尊いいのちが過労死・自殺・孤独死・餓死などによってつぎつぎとうばわれてきた。

政府・財界は、「ナショナルミニマムは基本的に達成した」と社会保障の拡充に背を向け、社会保障分野に市場原理を推し進めるための免罪符に「セーフティ・ネット」を利用するなど、国民の願いに逆行する方法をとっている。

すべての国民が人間らしく生き働くことができる２１世紀をつくるためにも、全労連は国民生活の最低保障として次のことを提言する。

（１）所得保障と最低賃金制

人間らしい生活をおくるうえで、国民各層の所得をふやすことがきわめて切実になっている。労働組合にとっては、なによりもパートなどの不安定雇用労働者を含めた労働者の賃上げを勝ちとり、最低賃金を改善することが必要である。これを、国民生活の最低保障基準の軸となる全国一律最低賃金制を確立する運動へと発展させ、失業や倒産、低所得などにより現に暮らしに困っている人とともに、将来不安をもつ人びとの生活を守ることが必要である。

- ① 最低賃金法にもとづく地域別最低賃金を引き上げ、格差を是正するとともに、産業別最低賃金を引き上げ、医療やトラック・タクシーなどの分野で新設すること。
- ② 低所得層に負担が重い消費税は減税・廃止すること。所得税基礎控除の引き上げを中心に課税最低限を引き上げること。
- ③ 全国一律最低賃金制を確立し、それを軸に国民生活を保障する最低基準を決めること。全国一律最低賃金制を土台に、中小業者や農民の賃金（自家労賃）を決め、中小企業の下請単価や農産物価格はこの自家労賃を確保できる金額とすること。また、年金や雇用保険など社会保障のさまざまな給付もこの最低賃金を基礎に改善すること。

(2) 社会保障制度の拡充

すべての国民が、憲法第25条にもとづく権利として健康で文化的な最低限度の生活を享受するためには、高齢、病気、失業によって生じる生活危機に対して生活を支援する社会保障が整備されなければならない。「少子・高齢化」によるさまざまな問題を解決し、日本社会を活性化するためにも、仕事と家庭が両立できるよう条件整備が必要である。

- ① 健康保険本人の10割給付を復活すること。高齢者医療費、乳幼児医療費の無料化をはかること。
- ② 年金は、支給開始年齢を引下げ、給付内容を改善すること。最低保障年金制度を確立し無年金者問題を解決すること。
- ③ 誰もが介護サービスを受けられる公的介護基盤の整備と制度の改善を行うこと。
- ④ 高齢者・障害者・児童福祉制度などを公的に拡充すること。生活保護制度・ホームレス対策を改善すること。子育て不安や虐待に対する相談活動や支援策を講じること。
- ⑤ 雇用保険給付を改善し、最低賃金を基準にして新卒・未就職者を含め失業者の生活を保障すること。
- ⑥ 自然災害や犯罪などによる被災者への生活保障、自立支援の制度を確立すること。
- ⑦ 障害者や高齢者の就労や社会参加を促進するために、職場・社会環境のバリアフリーをはかること。

(3) 男女平等社会の実現

雇用をはじめ男女平等はいまだ不十分であり、長時間・過密労働が健康と母性を破壊し、仕事と家庭の両立を困難にしている。男女平等を実現し、働くことと家庭生活が両立できる社会の実現が求められている。

- ① 男女雇用機会均等法の違反にたいする罰則強化、実効性のある救済機関の設置などをふくむ均等法の改正をおこなうこと。男女の賃金格差の是正など、男女平等の措置を企業に確実に実行させること。
- ② 時間外・変則勤務や夜間労働を必要最小限に規制し、母性保護を重視するとともに、家族と一緒に暮らせる労働のルールを確立すること。出産休暇、育児・介護休業制度は、賃金保障を3分の2以上に引き上げ、休業取得による不利益扱いを禁止すること。
- ③ 産休や育休明け、学童保育などに機敏に対応できるよう公的保育体制を拡充すること。教育費・住宅費など経済的負担の軽減をはかり、児童手当制度を抜本的に拡充すること。
- ④ 国際社会および国の目標である「政策・決定過程への女性の参画30%」を早期に達成し、男女平等社会を実現すること。

(4) 食料自給率の向上と環境保全

農業は国の重要な基幹産業であり、生産者を勇気づける行政への転換が求められる。残留農薬や遺伝子組み替え食品が次々と食卓に入りこみ、健康上の問題や生態系への影響をめぐって国民に大きな不安を与えている。安心できる国内産の食品を確保するためにも、身近な日本農業を支援・活性化させ食糧自給率を高める必要がある。

20世紀型の大量生産・大量消費・大量廃棄社会が地球の温暖化、酸性雨と森林破壊、放射能汚染など人類滅亡につながりかねない環境破壊を生み出している。21世紀における社会は、「大量消費社会」の反省に立ち、ムダを省き資源の再利用をはかっていく環境保護の視点で、社会経済システムの転換＝「循環型社会」づくりをめざすことが必要である。

全労連は、豊かな地球・自然環境保護にむけて次のことを提言する。

- ① 農畜水産物の安全基準を高め、最低保障価格を確立し、生産者に労働者なみの所得を保障すること。農産物では年間需給に必要な最低量を国内産で確保するため、自給率の当面目標を50%に引き上げること。大企業による農地の買収・取得や、開発輸入を規制すること。セーフガード（緊急輸入制限措置）を本格発動し対象品目を拡大し、WTO協定を改定すること。
- ② 大気汚染や酸性雨を防ぐNO₂基準の設定をはじめダイオキシンやCO₂規制、大都市へのディーゼル車など車の乗り入れ規制を実施すること。汚染物質や環境破壊物質排出者に責任をとらせる法的整備をはかること。
- ③ 国の安全審査体制の見直し・強化をはかること。原発建設予定地を即時凍結し将来的には全廃すること。ごみ再利用や太陽・風力エネルギーなど代替エネルギー対策を強化していくこと。
- ④ 循環型社会関連法の見直し等をはかること。循環型社会づくりにむけたあらゆる機会を通じての環境教育の徹底やライフスタイルの改善をはかること。

提言 3 憲法と基本的人権の擁護、国民本位の政治への転換

20世紀の二度にわたる世界大戦を経てもなお、侵略や民族紛争は絶えない。また地球上には、いまも3万発の核兵器が存在しており、核軍拡競争が続いている。日本でも戦争法、日の丸・君が代法制化などとともに、国と自治体の反動的再編が強行され、「集団的自衛権」「有事法制」ももくろまれる事態にある。いままた、日本軍国主義によるアジア諸国への略奪・侵略行為の歴史的事実を歪曲しようという右翼的潮流の動きが活発化しており、それに対するアジア諸国の激しい抗議・批判が集中している。

一方で、行政によって社会から隔離され、偏見・差別にさらされてきたハンセン病患者に対する国の謝罪や、「脱ダム宣言」に象徴されるゼネコン型行政への批判の高まりなど、基本的人権を擁護し、住民本位・国民本位の政治転換を求める世論と運動が高揚してきている。

全労連は、核兵器と戦争のない21世紀と政治・経済・社会の歪みを正し、国民本位の政治転換をめざす立場から次のことを提言する。

(1) 核兵器と戦争のない21世紀を

戦後50数年を経ても、日本は沖縄をはじめとする多数の米軍基地が全国に存在する。日米安保条約のもとで、米軍と自衛隊の合同演習、米軍の実弾砲撃や低空飛行・夜間発着陸訓練、核兵器の持ち込みの密約などが平然とおこなわれ、対米従属の異常な国となっている。

- ① 第55回国連総会で決議された「核兵器廃絶の明確な約束」を実行させる。核兵器の他国配備や先制使用戦略をやめさせ、アジア・世界における非核地帯を実現すること。
- ② 「非核自治体」宣言を全自治体でおこない、核密約を許さず、非核三原則を完全実施・法制化すること。
- ③ 21世紀の早い時期までに、安保条約の廃棄にむけた国民合意を形成すること。それに至らない段階でも米軍基地の撤去・縮小、日米地位協定の見直しや「思いやり予算」など日米軍駐留費を削減すること。戦争法の発動と有事立法阻止、対等平等を原則とした日米関係の確立、アジア諸国をはじめとする世界各国との友好関係を確立すること。

(2) 憲法と基本的人権が生きる日本を

戦争放棄、恒久平和を宣言した日本国憲法は、世界の平和勢力にたいする日本国民の誇りである。

しかし、国会の憲法調査会設置をはじめ有事立法、「集団的自衛権」発言など新たな憲法改悪にむけた動きが活発化してきている。また「教育の場」では、教育基本法の改悪が意図され、競争原理の導入、能力主義と「奉仕・献身」の国家主義教育をいっそう強めようとしている。

あらためて恒久平和と主権在民、基本的人権の尊重をうたった憲法を、仕事と生活、職場と地域などあらゆる場所で生かすことをめざす。

- ① 子どもと教育の危機を打開し、人間として大切にされる学校教育を実現するため、憲法・教育基本法や「子どもの権利条約」をあらゆる場で生かすこと。
- ② 日本社会のさまざまな分野で横行している思想差別、障害者や老人への差別、女性・子どもへの暴力などの人権侵害を根絶すること。また、公正な裁判を受ける権利を拡充すること。
- ③ 民主的で健全な文化を育成・発展させること。

(3) 国民本位の政治・民主的政府の実現

政府・自民党の構造改革路線のもとで、福祉の切り捨て、消費税増税、リストラ支援など、政治が労働者・国民の生活を直接圧迫している。これに対して「ゼネコン型行政」批判や国の行政責任を求める動きが強まっている。大銀行・企業の利益を優先し、国民総犠牲を強いる政治をやめさせ、労働者・国民の要求を実現する国民本位への政治転換が強く求められている。

- ① 全労働者と国民の要求を実現する民主的な政府への転換。
- ② 地方自治を無視する市町村合併の強要反対、福祉・医療・教育などの公的責任を放棄した民営化反対。
- ③ 小選挙区制度や政党助成金制度の廃止、公正・民主的な選挙制度の確立、企業・団体献金禁止の即時実行、18歳選挙権の実現、選挙活動の自由を拡大すること。
- ④ 「特定政党支持」のおしつけに反対し、組合員の「政党支持の自由」「政治活動の自由」を保障すること。

労働組合運動の壮大な共同と統一に向けて

「目標と展望」の実現のために、日本労働運動の「再生」が強く求められている。「再生」の鍵は、労働組合運動の壮大な共同と統一をどう追求するかにある。複数のナショナルセンターが存在するもとでも、当面する要求の一致があるならば、その実現をめざす共同行動をあらゆる産業・地域で積み重ねていくことが重要である。全労連は、すべての労働者・労働組合との対話と共同を引きつづき追求し、中央・地方・産業・職場レベルにおける協議と合意形成をよびかけ、相互理解と自主性の尊重に立った共同行動を発展させる。

全労連は21世紀初頭における運動の基本方向として、これらの発展を土台に、①労働者の生活、雇用、権利を守るためにたたかうこと、②自民党中心の悪政に反対し、国と地方の政治・財政を労働者・国民本位に転換すること、③日本国憲法の平和・民主的原則と労働基本権を守り発展させることをめざす、長期で継続的な共同戦線の確立を追求する。

全労連が日本労働組合運動の「統一の母体」としてその推進力の役割を果たしていくためには、主体的力量の強化をはかることが重要になっている。そのため「200万全労連」を早期に達成し、日本の雇用労働者の10%以上を結集するナショナルセンターをめざす。

雇用形態の多様化が進む中で、不安定雇用労働者や失業者の受け皿組織、正社員と非正規社員が共存できる組織など、時代が要請する企業横断的な組織への改革が必要である。労働組合運動の自己改革も問われている。根深い企業主義、本工主義、組合民主主義の軽視などを大胆に改め、青年・女性が生き生きと活動できる労働組合運動にチャレンジする。活動のエネルギーを生み出す大規模な労働者教育活動の推進をはかる。

「反対・抵抗」型のみにとどまるのではなく、「要求・提案」型の運動姿勢を基本に、産業・職場、地域からの日常活動を強化する。

日本国憲法や国際労働基準が保障するように、労働組合の結成と活動は労働者の基本的権利であり、正当な社会活動として位置付けられている。労使がソーシャルパートナーとして、対等の立場から協議していく社会システムを作り上げなければならない。

「人間らしく生き働く社会」の実現は万人の願いであり、歴史の必然である。誰もこの流れを押しとどめることはできない。労働者・国民が主人公となる21世紀日本の実現をめざし、労働組合運動をさらに前進させよう。